

令和7年12月吉日
相双五城信用組合

お客様各位

当座勘定規定の改定について

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱いを実施するにあたり、以下のとおり規定の改定を実施致します。

1. 改定日

令和8年1月5日

2. 改定内容

以下のとおり変更いたします（下線部が変更点となります）。

改定後	改定前
<p>7. (手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出の事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることがあります）があります。</p> <p>(3) <u>小切手、手形以外で当座勘定から払戻を行うときは、当組合所定の払戻請求書に記名、届出の印章を押印して提出してください。なお、払戻請求書を使用して当座勘定の払戻しをうけることについて、正当な権限を有することを確認するため、本人確認資料の提示、本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは、払戻を行わないことがあります。尚、出金票の第三者への譲渡質入等は出来ないものとし、当組合所定の払戻請求書での支払は、口座開設店に限ります。</u></p>	<p>7. (手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出の事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることがあります）があります。</p> <p>(3) <u>当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>